

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

				資料番号	19-1	担当課	環境・ゼロカーボン推進課
法令名	愛媛県公害防止条例	根拠条項	19	不利益処分の種類	ばい煙発生施設に係る構造等の計画変更命令及び設置計画の廃止命令		
愛媛県公害防止条例（昭和44年10月11日条例第23号）							
（計画変更命令）							
第19条 知事は、第16条第1項又は前条第1項の規定による届出があつた場合において、その届出に係るばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度がそのばい煙発生施設に係る排出基準（第14条第1項の排出基準をいう。以下「排出基準」という。）に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係るばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法に関する計画の変更（前条第1項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第16条第1項の規定による届出に係るばい煙発生施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。							
（排出基準）							
第14条 排出基準は、ばい煙発生施設において発生するばい煙について、規則で定める。							
愛媛県公害防止条例施行規則（昭和47年1月14日規則第2号）							
（いおう酸化物の排出基準等）							
第10条 条例第14条第1項の規定によるいおう酸化物の排出基準は、次の式により算出したいおう酸化物の量とする。							
$q = K \times 10^{-3} H e^2$							
この式において、 q 、 K 及び $H e$ は、それぞれ次の値を表わすものとする。							
q いおう酸化物の量（単位 温度摂氏零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時）							
K 別表第6の中欄に掲げる地域ごとに当該右欄に掲げる値							
$H e$ 第3項に規定する方法により補正された排出口の高さ（単位 メートル）							
2 条例第14条第2項第1号の規則で定める地域の区分は、別表第6の中欄に掲げるとおりとする。							

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

				資料番号	19-2	担当課	環境・ゼロカーボン推進課
法令名	愛媛県公害防止条例	根拠条項	19	不利益処分の種類	ばい煙発生施設に係る構造等の計画変更命令及び設置計画の廃止命令		
愛媛県公害防止条例施行規則 (昭和 47 年 1 月 14 日規則第 2 号)							
(いおう酸化物の排出基準等)							
第 10 条							
3 条例第 14 条第 2 項第 1 号の規則で定める排出口の高さの補正は、次の算式によるものとする。							
$H_e = H_o + 0.65 (H_m + H_t)$							
$H_m = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$							
$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \left(2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1 \right)$							
$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left(1450 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$							
これらの式においては、 H_e 、 H_o 、 Q 、 V 及び T は、それぞれ次の値を表わすものとする。							
H_e 補正された排出口の高さ (単位 メートル)							
H_o 排出口の実高さ (単位 メートル)							
Q 温度摂氏 15 度における排出ガス量 (単位 立方メートル毎秒)							
V 排出ガスの排出速度 (単位 メートル毎秒)							
T 排出ガスの温度 (単位 絶対温度)							
(ばいじんの排出基準)							
第 11 条 条例第 14 条第 1 項の規定によるばいじんの排出基準は、温度が摂氏零度であつて、圧力が 1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 立方メートルにつき、別表第 7 の第 2 欄に掲げる施設の種類及び同表の第 3 欄に掲げる規模ごとに同表の第 4 欄に掲げるばいじんの量とする。							
(有害物質の排出基準)							
第 12 条 条例第 14 条第 1 項の規定による有害物質 (特定有害物質を除く。)の排出基準は、温度が摂氏零度であつて、圧力が 1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 立方メートルにつき、別表第 8 の第 2 欄に掲げる有害物質の種類及び同表の第 3 欄に掲げる施設の種類ごとに同表の第 4 欄に掲げる有害物質の量とする。							

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

				資料番号	19-3	担当課	環境・ゼロカーボン推進課
法令名	愛媛県公害防止条例	根拠条項	19	不利益処分の種類	ばい煙発生施設に係る構造等の計画変更命令及び設置計画の廃止命令		
愛媛県公害防止条例施行規則（昭和47年1月14日規則第2号）							
別表第6（第10条、第19条、様式第5号関係）							
いおう酸化物の排出基準							
1	新居浜市（別子山を除く。）及び西条市（2の項に掲げる区域及び丹原町を除く。）の区域			3.5。ただし、新たに設置されるばい煙発生施設にあつては、2.34			
2	西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田及び小松町に限る。）の区域			5.0			
3	四国中央市（金生町山田井のうち石ノ口及び切山、川滝町、柴生町、下川町、富郷町、金砂町、新宮町並びに土居町を除く。）の区域			6.0			
4	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、小川、尾儀原、小山田、大浦、大河内、大西谷、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、栗井河原、正岡神田、儀式、客、九川、久保、小川谷、河野高山、光洋台、立岩米之野、佐古、才之原、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、府中、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、柳原、横谷、和田、中島栗井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和及び吉木を除く。）及び伊予郡松前町の区域			11.5			
5	今治市（朝倉上、朝倉北、朝倉下、朝倉南、古谷、山口、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前大下、関前岡村及び関前小大下を除く。）の区域			14.5			
6	1の項から5の項までに掲げる区域以外の地域			17.5			
備考 右欄に掲げる数値を適用して算出される第10条第1項の硫黄酸化物の量は、次のいずれかの方法により測定して算定される硫黄酸化物の量として表示されたものとする。 (1) 規格K0103に定める方法により硫黄酸化物濃度を測定し、及び規格Z8808に定める方法により排出ガスを測定する方法 (2) 規格K2301、K2541-1からK2541-7まで又はM8813に定める方法により燃料の硫黄含有率を測定し、及び規格Z8762-1からZ8762-4までに定める方法その他の適当と認められる方法により燃料の使用量を測定する方法							

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

				資料番号	19-4	担当課	環境・ゼロカーボン推進課
法令名	愛媛県公害防止条例	根拠条項	19	不利益処分の種類	ばい煙発生施設に係る構造等の計画変更命令及び設置計画の廃止命令		
愛媛県公害防止条例施行規則（昭和47年1月14日規則第2号）							
別表第7（第11条、第19条関係） ばいじんの排出基準							
1	別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち重油その他の液体燃料（紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く。）又はガスを専焼させるもの	排出ガス量が40,000立方メートル以上		0.20	グラム		
		排出ガス量が40,000立方メートル未満		0.30	グラム		
2	別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち石炭（1キログラム当たり発熱量20,930.25キロジュール以下のものに限る。）を燃焼させるもの			0.80	グラム		
3	別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち前2項に掲げるもの以外のもの			0.40	グラム		
4	別表第1の3に掲げるもの			0.60	グラム		
5	別表第1の4に掲げるもの			0.40	グラム		
備考1 第4欄に掲げるばいじんの量は、規格Z8808に定める方法により測定される量として表示されたものとして、当該ばいじん量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行なう場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間をこえない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。 2 ばいじんの量が著しく変動する施設にあつては、一工程の平均の量とする。							
別表第8（第12条、第19条関係） 有害物質の排出基準							
1	塩素	別表第1の2の項に掲げる漂白施設		30	ミリグラム		
2	フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素	別表第1の3の項に掲げる施設		20	ミリグラム		
3	鉛及びその化合物	別表第1の4の項に掲げる施設		10	ミリグラム		
4	硫化水素	別表第1の5の項に掲げる施設		120	ミリグラム		
		別表第1の2の項に掲げる蒸解施設並びに6の項及び7の項に掲げる施設		75	ミリグラム		
備考 1 第4欄に掲げる有害物質の量は、1の項に掲げるものにあつては規格K0106に定める方法により測定される量として、2の項に掲げるものにあつては規格K0105に定める方法によりフッ素として測定される量として、3の項に掲げるものにあつては規格K0083に定める方法により鉛として測定される量として、4の項に掲げるものにあつては規格K0108に定める方法により測定される量として、それぞれ表示されたものとし、当該有害物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される有害物質（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。 2 有害物質の量が著しく変動する施設にあつては、一工程の平均の量とする。							